

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月9日
【四半期会計期間】	第54期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048) 253 - 3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部 ESSセンター長 星野 清孝
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048) 253 - 3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部 ESSセンター長 星野 清孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第53期 第3四半期連結 累計期間	第54期 第3四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	29,411	29,646	39,529
経常利益 (百万円)	9,802	8,582	12,912
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,002	5,953	9,139
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,093	8,494	9,879
純資産額 (百万円)	41,330	49,944	43,161
総資産額 (百万円)	47,953	54,730	50,979
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	483.07	405.58	629.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	476.63	404.65	621.74
自己資本比率 (%)	86.0	91.2	84.5

回次	第53期 第3四半期連結 会計期間	第54期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	121.96	134.94

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

<エンブラ事業>

当第3四半期連結会計期間において、第三者割当増資により、株式会社DNAチップ研究所の発行済株式の20.01%を取得し、同社を持分法適用関連会社としております。

<半導体機器事業>

主要な関係会社の異動はありません。

<オプト事業>

主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年11月20日開催の取締役会において、株式会社DNAチップ研究所との間で資本業務提携を行い、同社の実施する第三者割当による新株及び新株予約権の発行を引き受けることを決議し、同日付で株式会社DNAチップ研究所（以下DNAチップ研究所）との間で資本業務提携に関する資本業務提携契約を締結いたしました。また、当該資本業務提携契約に基づき、平成26年12月8日にDNAチップ研究所の第三者割当増資と新株予約権を引受け、同社を当社の持分法適用関連会社（議決権割合20.02%）といたしました。

(1) 資本業務提携の目的

DNAチップ研究所が有する遺伝子関連の受託検査技術と当社のエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、バイオ関連事業における顧客提案力と研究開発能力の強化を推進し、国内外の生体分析や医療分野の発展に貢献していくことを目的としております。

(2) 業務提携の内容

当社とDNAチップ研究所は、以下の事項に関して両社で共同して提携効果を実現してまいります。

- a. バイオ関連事業における業界ネットワークの補完
- b. 新製品開発能力の強化
- c. 海外インフラの活用

(3) 役員の派遣

当社とDNAチップ研究所は、当社が、以下の各号に掲げる場合に依りて、同号に定める人数のDNAチップ研究所の取締役候補者又は監査役候補者を指名することができる旨を合意しています。

当社のDNAチップ研究所の議決権保有比率が5分の1以上3分の1未満である場合

DNAチップ研究所の取締役総数の5分の1（小数点切上げ）に相当する人数の取締役候補者及び監査役候補者1名

当社のDNAチップ研究所の議決権保有比率が3分の1以上である場合

DNAチップ研究所の取締役総数の3分の1（小数点切上げ）に相当する人数の取締役候補者（監査役候補者はなし）

DNAチップ研究所は、上記第 号に基づき当社が指名した取締役候補者1名に係る取締役選任議案及び監査役候補者1名に係る監査役選任議案を、監査役の定員を増加するための同社定款の一部変更議案とともに、平成27年6月開催予定の同社第16回定時株主総会に提出する予定です。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国においては、消費や雇用情勢が引き続き順調に推移し経済の拡大基調が継続しました。一方、ユーロ圏経済は停滞が続き、新興国も中国を中心に成長が鈍化しました。また、中東などでの地政学リスク、原油価格急落による産油国経済の不安定化のリスクを抱え、世界経済は引き続き先行き不透明な状況が続いております。わが国経済は、消費税増税の駆け込み需要の反動減が長く尾を引き、個人消費は伸び悩みました。日銀の追加金融緩和による株価の上昇と、円安による外需関連企業の収益の押し上げがあったものの、実体経済では目に見えた景気回復にはいたらず、引き続き予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、バランスのとれた経営基盤を構築し、更なる成長ステージを目指すため、以下を今期の経営基本方針として取り組んでまいりました。

1. Pursuing Sustainable growth with well balanced/バランスのとれた持続可能な成長
2. Reshaping the Global Enplas/前進していない現実を直視し、様々な問題の解決

上記経営基本方針の下、グローバル競争の激化、当社を取り巻く環境の変化に迅速に対応すべく、次の重点推進事項を進めることにより株主価値の最大化を目指してまいります。

1. 機能保証を明確にした新製品開発の推進
2. 機能価値の提案営業推進
3. グローバル人材開発の推進
4. 要素技術開発の推進
5. グローバル モノづくり競争力の強化
6. 新事業開発のスピード体制強化
7. グローバル経営基盤の強化
8. 新市場・新規顧客の獲得

また、当社は、従来新たな市場としてバイオ分野に注目し、市場調査と基礎技術研究を行ってまいりましたが、平成26年11月20日に、ライフサイエンス分野、とりわけ遺伝子関連の受託検査領域において独自の技術を有する株式会社DNAチップ研究所との間で資本業務提携契約を締結し、平成26年12月8日に第三者割当による新株式及び新株予約権に対する払込みが完了いたしました。本資本業務提携により、株式会社DNAチップ研究所が有する生化学分野の知見と業界ネットワークを活用し、バイオ関連事業の開発を推進してまいります。

この結果、当第3四半期累計期間の連結売上高は29,646百万円（前年同期比0.8%増）となり、収益面におきましては、連結営業利益は8,054百万円（前年同期比12.8%減）、連結経常利益は8,582百万円（前年同期比12.4%減）となり、連結四半期純利益は5,953百万円（前年同期比15.0%減）となりました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

「エンプラ事業」

自動車用部品は世界的に新車販売台数が好調に推移したことを背景に堅調に推移した一方、プリンター用部品業界は価格競争が加速しました。バイオ関連の新規事業開発分野への先行投資を積極的に行った結果、当第3四半期累計期間の連結売上高は9,181百万円（前年同期比0.3%増）、セグメント営業損失は97百万円（前年同期は67百万円の営業利益）となりました。

「半導体機器事業」

半導体市場は、世界的なスマートデバイスの普及拡大が継続し、車載・産業用途の需要増加も追い風となり、引き続き好調に推移しました。当社バーイン/テストソケットもスマートデバイス、車載、サーバー用途を中心とした主要顧客からの受注が増加したことを背景に堅調に推移しました。この結果、当第3四半期累計期間の連結売上高は6,154百万円（前年同期比29.6%増）、セグメント営業利益は976百万円（前年同期比29.6%増）となりました。

「オプト事業」

光通信事業は世界的なサーバー需要の増加により、光トランシーバー市場も堅調に推移しました。一方、LED用拡散レンズは、LED光源液晶テレビの中でも光効率の高い光源直下型タイプの採用が進んでいるものの、新モデルへの切替えによる生産調整の影響と新興国向けローエンドモデルにおける当社レンズの採用の遅れにより低調に推移しました。この結果、当第3四半期累計期間の連結売上高は14,310百万円（前年同期比7.7%減）、セグメント営業利益は7,174百万円（前年同期比14.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は54,730百万円となり、前連結会計年度末比3,751百万円の増加となりました。流動資産につきましては2,441百万円増加しました。主な変動要因は現金及び預金で602百万円、製品で194百万円、原材料及び貯蔵品で223百万円、有価証券で1,100百万円増加したことによるものです。固定資産につきましては1,309百万円増加しました。主な変動要因は有形固定資産で121百万円、無形固定資産で190百万円、投資その他の資産で997百万円増加したことによるものです。

負債は4,786百万円となり、前連結会計年度末比で3,031百万円の減少となりました。流動負債につきましては2,822百万円減少しました。主な変動要因は未払法人税等が2,611百万円減少したことによるものです。固定負債につきましては208百万円減少しました。主な変動要因は長期借入金で149百万円、退職給付に係る負債が142百万円減少したことによるものです。

純資産は49,944百万円となり、前連結会計年度末比6,782百万円の増加となりました。主な変動要因は資本剰余金で2,821百万円、自己株式で2,260百万円それぞれ減少したものの、利益剰余金で4,834百万円、為替換算調整勘定で2,378百万円増加したことによるものです。その結果、当連結会計年度末の自己資本比率は91.2%となり、前連結会計年度末比で6.7%増加しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概にこれを否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるか否かは株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかし、株式の大量買付提案の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものも想定されます。当社は、そのような提案に対して、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案をする者との交渉などを行う必要があると考えています。そこで当社は、平成24年6月28日開催の第51回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、平成21年に導入致しました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を更新させていただきました。

本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する株式の大量買付提案を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際には、当社取締役会が株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会からの代替案の提示や株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、エンブラ、光学、半導体など多様な事業展開を可能にする開発力、グローバルでの顧客対応力、強固な財務基盤を強みとしております。

当社は、生産工場の統合、海外生産拠点の新たな立ち上げ、今後成長が見込まれる事業への積極的な展開など、将来の収益機会を取り組むべく諸施策を実施してきました。さらに、当社の事業基盤を構成する顧客基盤、ものづくり基盤、創造基盤、品質基盤のさらなる強化を図るとともに、これらの活動を可能にする財務基盤も強化することにより、ビジネスの拡大を進めてまいります。

また、当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付け、経営の透明性の向上と監督機能の強化に積極的に取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

(1) 本対応策に係る手続

対象となる大量買付行為

本対応策は、()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を「大量買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

必要情報の提供

当社に買付意向表明書を提出した大量買付者には、当社が買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を大量買付者に対して交付します。情報リストに従い大量買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。この場合、最初の情報提供要請を大量買付者に対して行った日から起算して60日を上限として、大量買付者に対して情報提供を要請します。

取締役会における評価期間

当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、（ ）現金（円貨）のみを対価とする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間、または（ ）その他の大量買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができ、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の検討等を行うものとします。大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始することができないものとします。

株主意思の確認手続

当社取締役会は、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断した場合には、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。当該株主総会で対抗措置を発動することが否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。大量買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

対抗措置の発動の要件

当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に、大量買付者による大量買付行為が（ ）大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または（ ）株主総会において対抗措置の発動について決議された場合には対抗措置の発動を行い大量買付行為に対抗する場合があります。

(2) 対抗措置の中止または発動の停止

本対応策における当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合または（ ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

(3) 本対応策の有効期限、廃止及び変更

本対応策の有効期限は、第51回定時株主総会の終結時より、平成27年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の廃止の決議がなされた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

(4) 株主及び投資家の皆様への影響

本対応策の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われなため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大量買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、平成24年6月28日開催の第51回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新されたものです。本対応策は、買収提案の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあるものであることを理由として対抗措置を発動するためには、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合を除き、必ず、株主総会による承認を得ることが必要であることから、取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものです。当社取締役会は、以上の理由により、本対応策は基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、775百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,400,000
計	62,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,232,897	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら、限定のない 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株 であります。
計	18,232,897	同左		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	18,232,897	-	8,080,454	-	2,020,114

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,521,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,694,900	146,949	-
単元未満株式	普通株式 16,297	-	-
発行済株式総数	18,232,897	-	-
総株主の議決権	-	146,949	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ27株及び20株含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エンプラス	埼玉県川口市並木 2-30-1	3,521,700	-	3,521,700	19.31
計	-	3,521,700	-	3,521,700	19.31

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,038,549	22,641,540
受取手形及び売掛金	6,786,493	6,889,322
有価証券	5,600,000	6,700,000
製品	669,843	864,439
仕掛品	579,713	610,646
原材料及び貯蔵品	584,474	808,138
その他	2,153,644	2,342,428
貸倒引当金	4,939	7,240
流動資産合計	38,407,778	40,849,275
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,378,571	3,383,283
機械装置及び運搬具(純額)	2,602,186	2,996,767
土地	2,877,803	2,943,956
その他(純額)	1,522,819	1,178,449
有形固定資産合計	10,381,382	10,502,457
無形固定資産		
のれん	-	250,485
ソフトウェア	537,810	653,562
その他	202,346	26,756
無形固定資産合計	740,156	930,804
投資その他の資産	2,145,645	2,448,428
固定資産合計	12,572,183	13,881,690
資産合計	50,979,961	54,730,965

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,477,218	1,515,350
1年内返済予定の長期借入金	199,992	199,992
未払法人税等	3,010,722	398,982
賞与引当金	632,844	386,140
役員賞与引当金	181,041	165,397
その他	1,780,840	1,793,898
流動負債合計	7,282,658	4,459,761
固定負債		
長期借入金	300,028	150,034
退職給付に係る負債	160,509	17,881
役員退職慰労引当金	19,110	20,064
その他	55,845	138,709
固定負債合計	535,493	326,689
負債合計	7,818,152	4,786,451
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080,454	8,080,454
資本剰余金	10,367,333	7,545,477
利益剰余金	32,485,224	37,319,810
自己株式	7,988,344	5,727,639
株主資本合計	42,944,668	47,218,102
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	99,638	190,850
為替換算調整勘定	138,749	2,516,817
退職給付に係る調整累計額	85,018	21,353
その他の包括利益累計額合計	153,369	2,686,314
新株予約権	29,814	-
少数株主持分	33,956	40,097
純資産合計	43,161,809	49,944,514
負債純資産合計	50,979,961	54,730,965

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	29,411,815	29,646,614
売上原価	13,696,305	13,827,147
売上総利益	15,715,510	15,819,466
販売費及び一般管理費	6,484,034	7,765,298
営業利益	9,231,475	8,054,168
営業外収益		
受取利息	20,490	24,560
受取配当金	12,842	13,812
為替差益	368,142	353,148
スクラップ売却益	135,717	93,221
その他	65,758	78,510
営業外収益合計	602,950	563,254
営業外費用		
固定資産賃貸費用	27,014	28,538
その他	5,033	6,274
営業外費用合計	32,048	34,812
経常利益	9,802,378	8,582,609
特別利益		
固定資産売却益	21,282	15,239
その他	-	2,565
特別利益合計	21,282	17,804
特別損失		
固定資産売却損	3,699	2,390
特別損失合計	3,699	2,390
税金等調整前四半期純利益	9,819,961	8,598,023
法人税、住民税及び事業税	2,625,508	2,120,437
法人税等調整額	186,597	520,236
法人税等合計	2,812,106	2,640,674
少数株主損益調整前四半期純利益	7,007,855	5,957,348
少数株主利益	5,616	3,693
四半期純利益	7,002,238	5,953,654

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,007,855	5,957,348
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	76,296	91,212
為替換算調整勘定	1,009,367	2,382,634
退職給付に係る調整額	-	63,664
その他の包括利益合計	1,085,664	2,537,510
四半期包括利益	8,093,519	8,494,859
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,084,238	8,486,599
少数株主に係る四半期包括利益	9,281	8,260

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

（持分法適用の範囲の重要な変更）

当第3四半期連結会計期間において、株式会社DNAチップ研究所の株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間における年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が369,438千円増加、退職給付に係る負債が148,035千円減少し、利益剰余金が333,635千円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(自己株式の取得)

当社は、平成26年12月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得しうる株式の総数

1,000,000株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.80%)

(3) 株式の取得価額の総額

4,500,000千円(上限)

(4) 取得期間

平成26年12月12日～平成27年3月31日

(5) その他

上記決議に基づき、平成26年12月12日以降普通株式の取得を実施しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 千円	56,605千円

2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
投資その他の資産	21,211千円	21,209千円

3 当社は資金調達の効率化を図るため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しています。

これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
当座貸越極度額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	5,000,000	5,000,000

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	2,213,885千円	2,256,069千円
のれんの償却額	- 千円	42,351千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月31日 取締役会	普通株式	287,679	20.0	平成25年3月31日	平成25年6月7日	利益剰余金
平成25年10月30日 取締役会	普通株式	436,385	30.0	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月30日 取締役会	普通株式	585,876	40.0	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	588,446	40.0	平成26年9月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

自己株式の消却

当社は、平成26年4月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年5月13日付で、自己株式2,000,000株の消却を実施いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金及び自己株式がそれぞれ2,860,140千円減少しております。

自己株式の取得

当社は、平成26年12月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式162,300株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が690,920千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	エンプラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	9,156,985	4,749,877	15,504,952	29,411,815
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	9,156,985	4,749,877	15,504,952	29,411,815
セグメント利益	67,647	753,225	8,410,601	9,231,475

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	エンプラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	9,181,879	6,154,100	14,310,634	29,646,614
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	9,181,879	6,154,100	14,310,634	29,646,614
セグメント利益又は損失()	97,214	976,530	7,174,852	8,054,168

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	483円07銭	405円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	7,002,238	5,953,654
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	7,002,238	5,953,654
普通株式の期中平均株式数(株)	14,495,205	14,679,193
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	476円63銭	404円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	195,813	33,909
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(自己株式の取得の一部変更)

当社は、平成26年12月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しましたが、平成27年1月30日開催の取締役会において、取得しうる株式の総数および株式の取得価額の総額を変更いたしました。

(1) 変更の理由

現在の自己株式の取得状況、市場環境等を総合的に勘案し、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更箇所は下線で示しております。

	変更前	変更後
(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式	
(2) 取得しうる株式の総数	1,000,000株(上限)	2,000,000株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	4,500,000千円(上限)	9,000,000千円(上限)
(4) 取得期間	平成26年12月12日から平成27年3月31日	

2【その他】

平成26年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....588,446千円
 - (ロ) 1株当たりの金額.....40円00銭
 - (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年12月1日
- (注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 青 柳 淳 一

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 喜 裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。